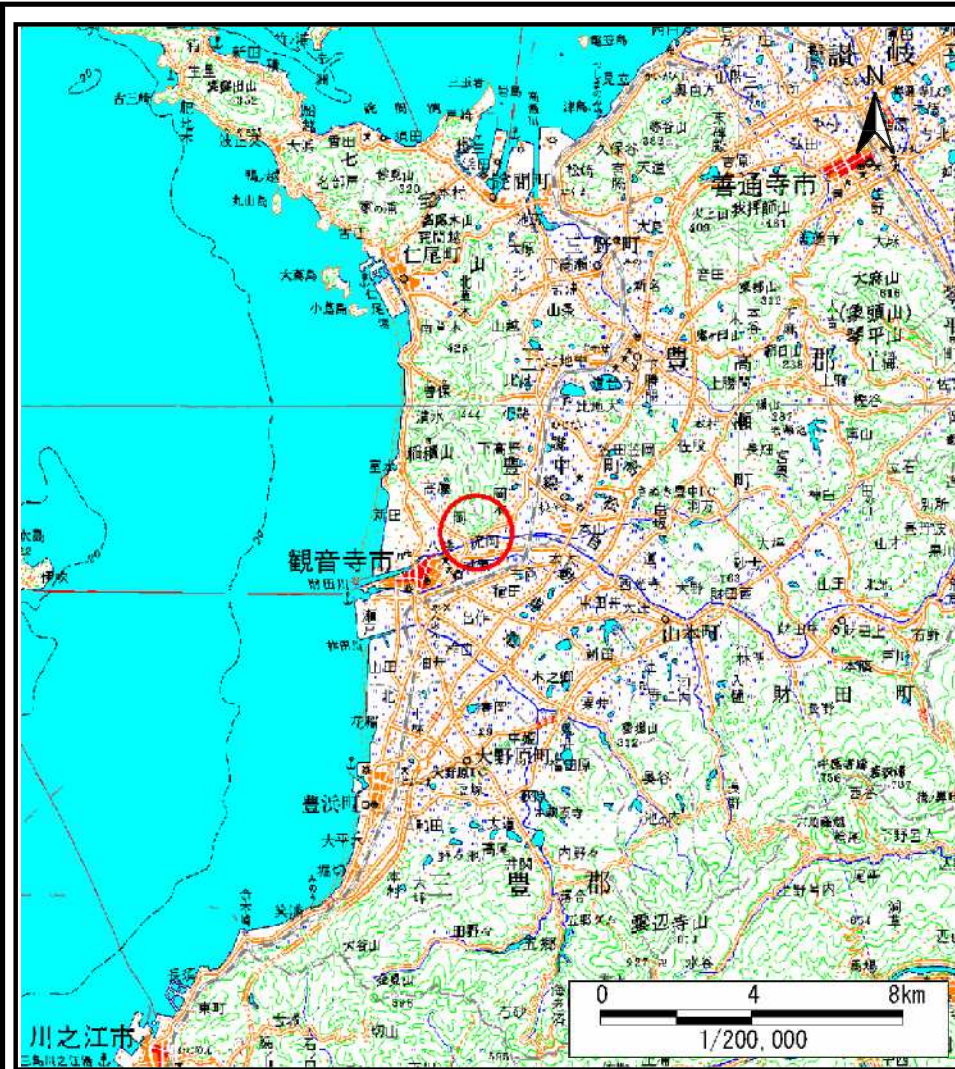
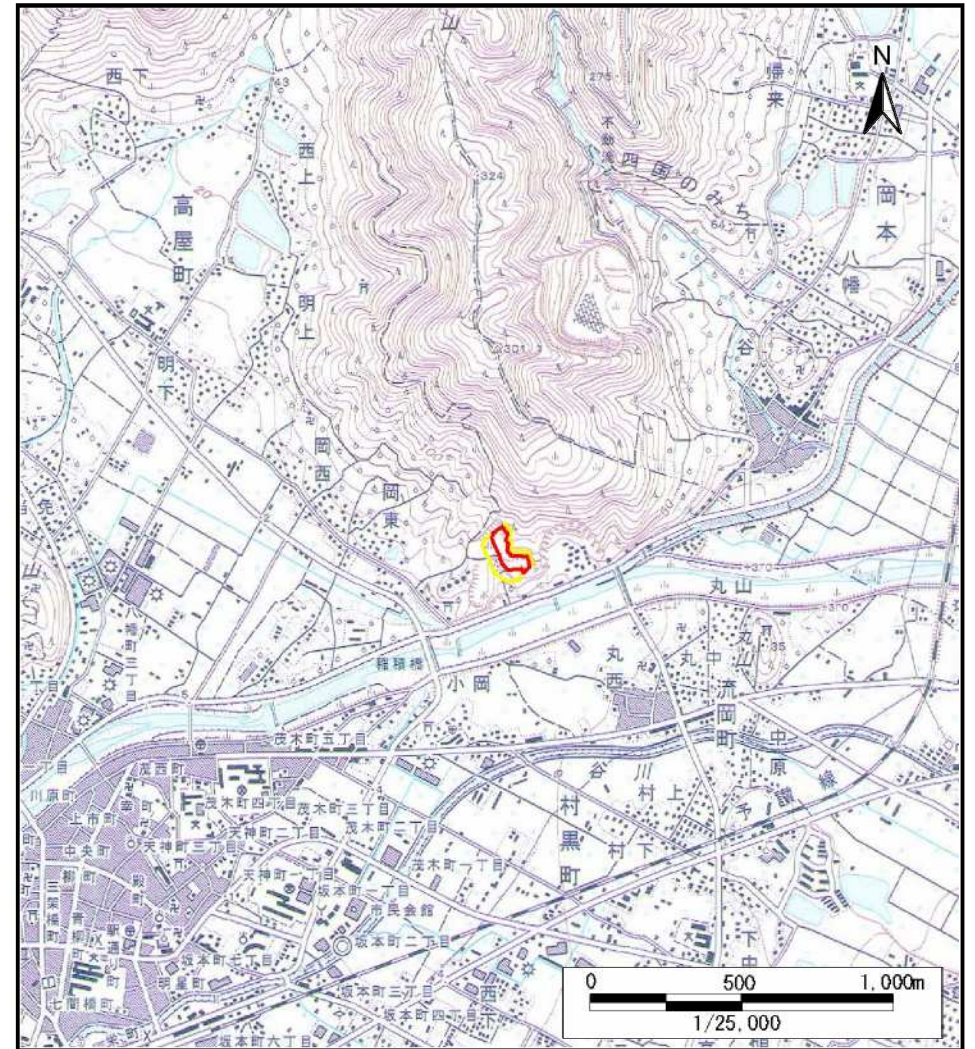


# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)



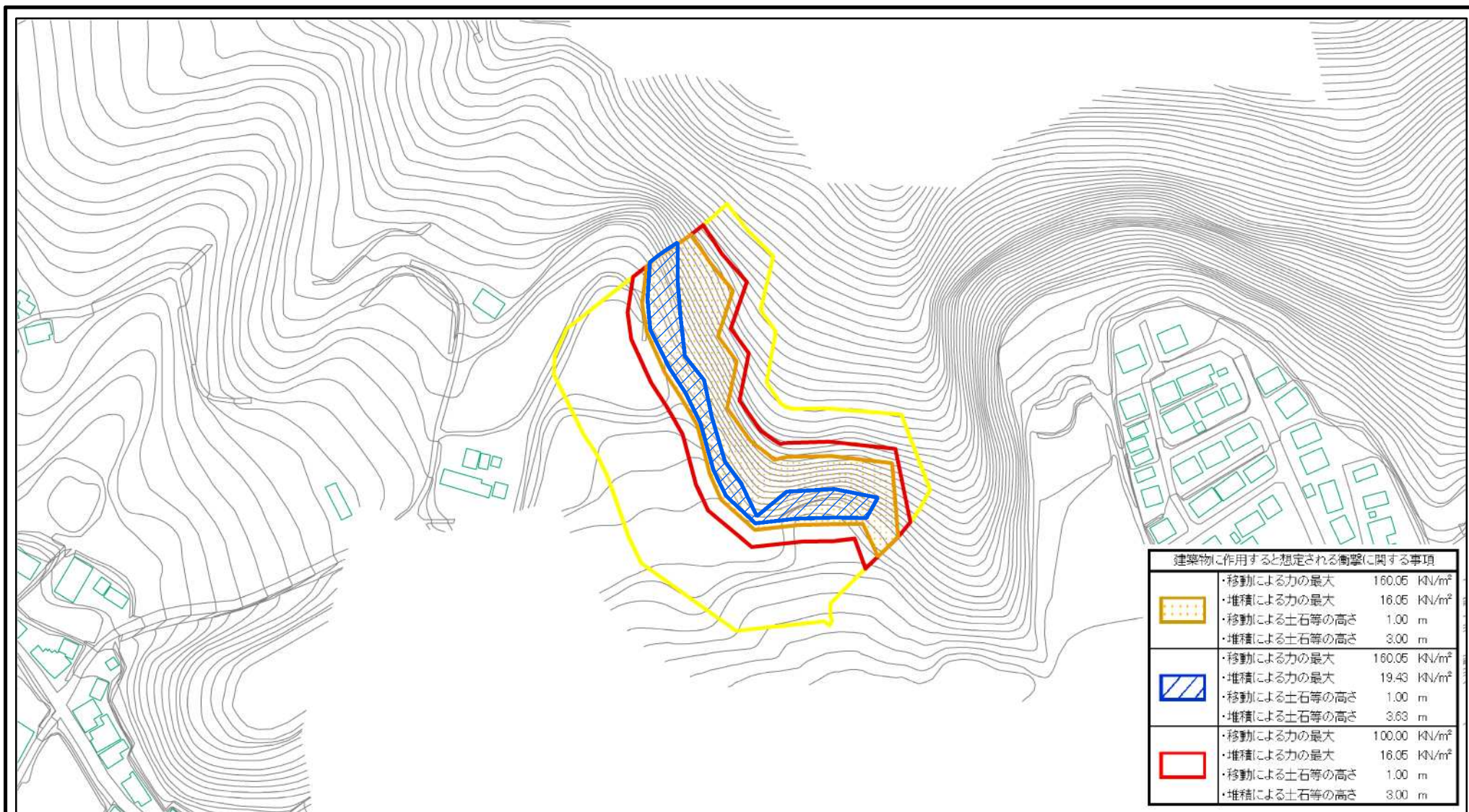
(1/25,000)

様式-1(急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅲ-905
箇所名	七宝山(2)2
所在地	香川県観音寺市高屋町

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平21業複、第50号)

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項		
	・移動による力の最大	160.05 KN/m <sup>2</sup>
	・堆積による力の最大	16.05 KN/m <sup>2</sup>
	・移動による土石等の高さ	1.00 m
	・堆積による土石等の高さ	3.00 m
	・移動による力の最大	160.05 KN/m <sup>2</sup>
	・堆積による力の最大	19.43 KN/m <sup>2</sup>
	・移動による土石等の高さ	1.00 m
	・堆積による土石等の高さ	3.63 m
	・移動による力の最大	100.00 KN/m <sup>2</sup>
	・堆積による力の最大	16.05 KN/m <sup>2</sup>
	・移動による土石等の高さ	1.00 m
	・堆積による土石等の高さ	3.00 m

0 25 50 100m

様式-2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域

土砂災害防止法  
施行令第三条の  
基準に該当する  
区域

土石等の(移動)高さが1m以下の場合、  
土石等の移動による力が100kN/m<sup>2</sup>を超える区域  
土石等の堆積の高さが3mを超える区域  
それ以外の区域



縮尺

1:2,500

自然現象  
の種類

告示番号

告示年月日

急傾斜地の崩壊

香川県告示第96号

平成24年3月2日

箇所番号

箇所名

所在地

Ⅲ-905

七宝山(2)\_2

香川県観音寺市高屋町